

利 用 者 の た め に

I 2008年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2008年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2008年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統	調査の方法
<u>海面漁業調査</u>	<u>漁業経営体調査</u>	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計調査 (面接調査も可能)
	<u>漁業管理組織調査</u>	農林水産省 統計・情報 センター 調査員	
	<u>海面漁業地域調査</u>		
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査		
	内水面漁業地域調査		
流通加工調査	魚市場調査		自計調査 または オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

4 調査の対象

(1) 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

(2) 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に係る漁業管理組織

(3) 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合）

5 調査事項

(1) 漁業経営体調査

ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

(2) 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

(3) 海面漁業地域調査

生産条件、活性化のための取組

6 調査期日

平成20年11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

Ⅱ 利用上の注意

1 報告書の構成

本報告書は、2008年漁業センサスのうち、海面漁業に関する統計を全国と大海区に区分して取りまとめたものである。

なお、大海区の配列順序は、北海道太平洋北区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、北海道日本海北区、日本海北区、日本海西区、東シナ海区及び瀬戸内海区の順とした。

2 調査の定義及び約束事項

(1) 漁業経営体調査

海 面 漁 業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
漁 業 経 営 体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
過 去 1 年 間	平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間
経 営 組 織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個 人 経 営 体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団 体 経 営 体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会 社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共 同 経 営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
そ の 他	上記以外の経営形態をとる団体経営体をいう。
経 営 体 階 層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 イ 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚

	運搬船等のトン数は含まない。)により決定した経営体階層。 上記ア以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類(53種類)をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
主とする漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している(重複計上を回避するため)。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。
海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。) イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚が入るのを見張ること。)をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を

	拾うことも含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。) オ 養殖業では、次の作業をいう。 (7) 海上養殖施設での養殖 a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業 (イ) 陸上養殖施設での養殖 a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)でのすべての作業 b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。) e 収獲物の取り上げ作業
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。
陸上作業最盛期の 陸上作業従事者	陸上作業の最も盛んな時期に陸上作業に従事した者(個人経営体の世帯員においては過去1年間に陸上作業に従事した者)をいう。
出 荷 先	過去1年間に漁獲物・収獲物を、漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の 市場又は荷さば き所	漁協が開設している卸売市場又は、漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以 外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工 業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小 売 業 者	スーパー(量販店を含む。)や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。
生 協	生協へ出荷している場合をいう。
直 売 所	直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。
自 家 販 売	自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。
そ の 他	上記以外の場合をいう。

個人経営体の 専業分類 専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
世帯員 (個人経営体出身)	個人経営体出身で生活の拠点がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻せき関係にない者も含む。）、②漁船に乗り込んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で家を離れている者のうち、不在期間が1年未満の者（漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。）、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている者は含めない。

漁業従事世帯員	満15歳以上で漁業従事日数にかかわらず過去1年間に漁業に従事した者（雇われて漁業の仕事のみに従事した者を含む。）をいう。
---------	--

(2) 漁業管理組織調査

漁業管理組織	以下の事項を全て満たしている組織をいう。 ① 漁場または漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 ② 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理または漁獲の管理を行う組織 ③ 漁業管理について、文書による取決めのある組織 ④ 漁業協同組合または漁業協同組合連合会が関与している組織
運営主体	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。
漁業協同組合の単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業管理	
漁獲の管理	漁期、漁具、操業水域等の規制、漁獲サイズ等の規制の管理を行うものをいう。
漁場の管理	漁場環境の保全、魚礁の設置、禁漁区の設置、操業水域の制限等の管理を行うものをいう。
漁業資源の管理	資源量の把握、漁獲枠の設定、漁業資源の増殖等の管理を行うものをいう。
管理対象漁業種類	漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の11種類に区分したものをいう。 小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業、その他
漁業管理組織の範囲	漁業管理組織に参加している漁業経営体が所在する範囲をいう。

(3) 海面漁業地域調査

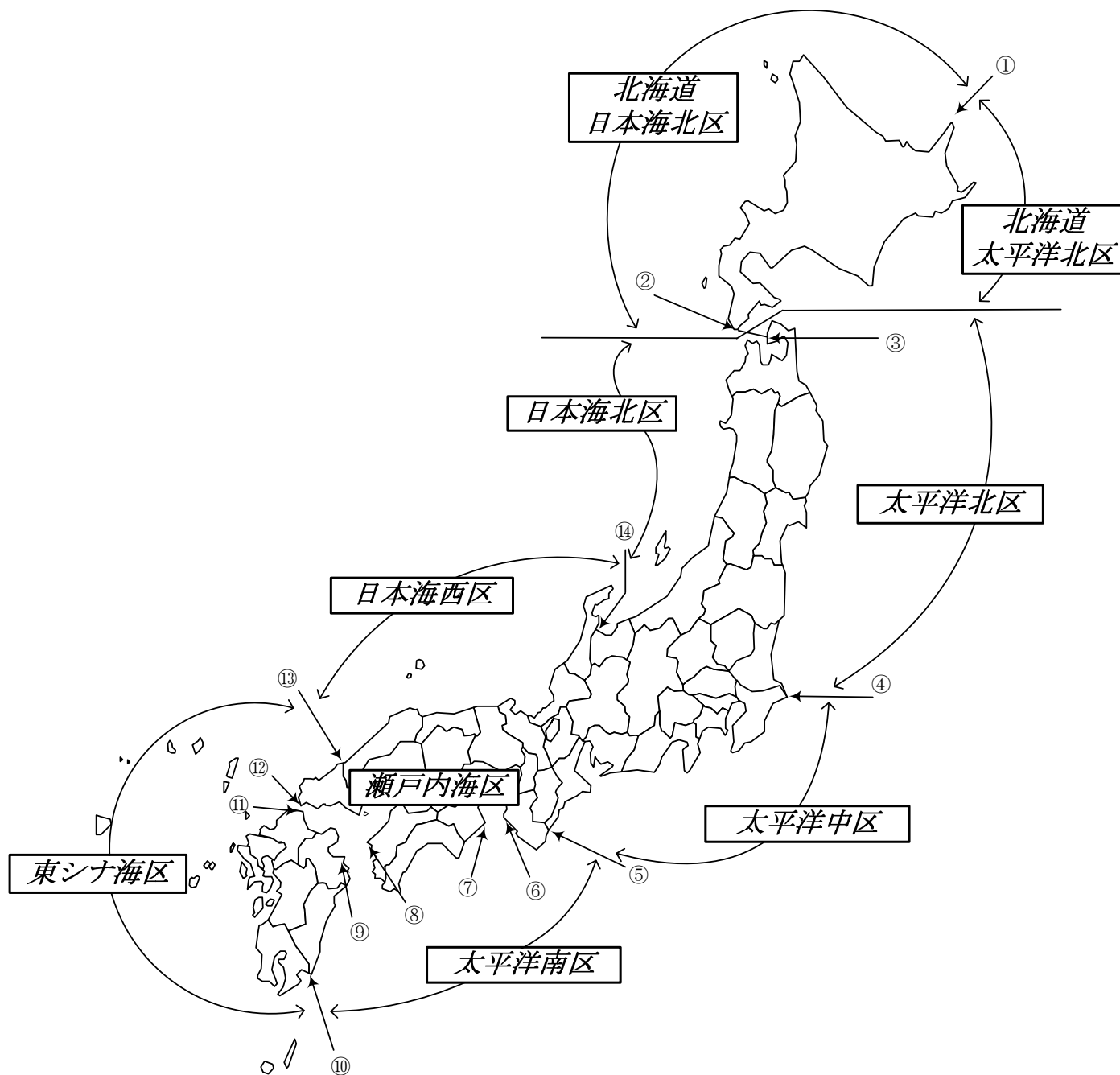
漁業権放棄	漁業協同組合の管轄区域内における、過去5年間（平成15年1月1日から平成19年12月31日まで。）の漁業権（共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権）の放棄をいう。
漁業権放棄の原因	
埋め立て	地先海面の埋め立てのため、漁業権を放棄したものをいう。
港湾・漁港の建設	港湾・漁港の建設又は増設のための埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
道路建設	道路建設のための埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
宅地造成	宅地造成のための埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
工業用地造成	工業用地造成のための埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
その他	上記以外の埋め立てによって漁業権を放棄したものをいう。
その他	埋め立て以外の原因によって漁業権を放棄したものをいう。
遊漁関係団体	釣船業協同組合、釣船センター組合、遊漁船組合や釣振興会等の遊漁の関係者により組織される団体をいう。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいう。 なお、屋根付きの固定された店舗（構造は問わず、プレハブ等を含める。）で常設のものを対象とし、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除く。
年間利用者数	過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。

3 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」： 事実のないもの

4 大海区区分図



- ① 網走支庁と根室支庁の境界
- ② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
- ③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
- ④ 千葉県と茨城県の境界
- ⑤ 和歌山県と三重県の境界
- ⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
- ⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
- ⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
- ⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
- ⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
- ⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑬ 山口県と島根県の境界
- ⑭ 石川県と富山県の境界

Ⅲ 2008年漁業センサス（海面漁業調査）の主な改正点

2008年漁業センサス（海面漁業調査）の実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

1 漁業従事者世帯調査の廃止

2003年漁業センサスまでは、漁業従事者世帯（過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯で個人経営体に該当しない世帯。）に対し、「漁業従事者世帯調査」を実施し、漁業従事者世帯に関する統計表を作成するだけでなく、個人経営体の世帯員と漁業従事者世帯の世帯員をあわせて漁業世帯員に関する統計表を作成していたが、近年の個人情報保護意識の高まりにより、漁業従事者世帯の正確な把握が困難となったことから調査を廃止した。これに伴い、漁業従事者世帯統計がなくなると共に、世帯員に関しては、個人経営体出身者のみを対象とする統計表を作成し掲載した。

2 漁業種類（漁業経営体調査）の変更

漁業種類について、まぐろ類養殖を追加したほか、小型底びき網漁業の細分化を廃止するなどの変更を行った。（図1）

3 経営体階層の変更

上記の漁業種類の変更などに伴い、経営体階層の区分を変更した。（図2）

4 経営組織の変更

2003年漁業センサスまでは、経営組織区分のひとつとして「官公庁・学校・試験場」を設けていたが、これらの多くは産業分類上「漁業」とは分類されていない。このため、2008年漁業センサスにおいては、これらのうち、都道府県の機関である栽培漁業センターや水産増殖センター等産業分類上「漁業」となる事業所のみ調査し、それらの経営組織区分を「その他」とした。

5 漁業就業者の変更

漁業就業者のうち、雇われて漁業に従事する者については、2003年漁業センサスまでは、沿海市区町村の漁業を自営していない世帯のうち、漁業経営体に雇われて漁業に従事した世帯員がいる世帯について「漁業従事者世帯調査」を実施して把握していたが、2008年漁業センサスにおいては、同調査を廃止し、雇い主である漁業経営体の側から、非沿海市区町村に居住している者を含めて把握した。

このため、2008年漁業センサスの調査結果には、非沿海市区町村に居住している漁業雇われ者が新たに加えられている。

6 調査項目の定義等の変更

(1) 自営漁業の後継者

2003年漁業センサスでは、個人経営体の世帯員のうち自営漁業に従事した者について、後継者に該当するか否かを把握していたが、2008年漁業センサスでは後継者を幅広くと

らえるため、自営漁業に限らず雇われて漁業に従事した人も範囲に含め、個人経営体としての後継者の有無を選択する方法に変更した。

(2) 過去1年間の漁獲物（収獲物）の販売金額

2003年漁業センサスでは販売金額を実数で把握していたが、2008年漁業センサスではプライバシー意識の高まり等、調査環境の変化に対応するため、調査客体の販売金額を14の階層に分けて、選択する方法に変更した。

このため、2008年漁業センサスでは「1 経営体平均販売金額」の集計を行わない。

7 漁船統計の簡素化

調査客体の記入負担軽減の観点から、馬力数、竣工年、乗組員等、漁船に関する調査項目を大幅に削減したため、これらに基づく統計表は作成できなくなった。

8 漁業管理組織の変更

漁業管理組織調査においては、調査の効率的実施の観点から、調査対象を漁業協同組合に関連した組織に限定した。

9 海面漁業地域調査の変更

海面漁業地域調査においては、調査の効率化の観点から、地方公共団体、遊漁案内業者等を調査対象から除外し、調査対象を漁業協同組合に限定した。これに伴い、統計表の多くは「組合」を集計単位としている。

図1 漁業種類（漁業経営体調査）の変更

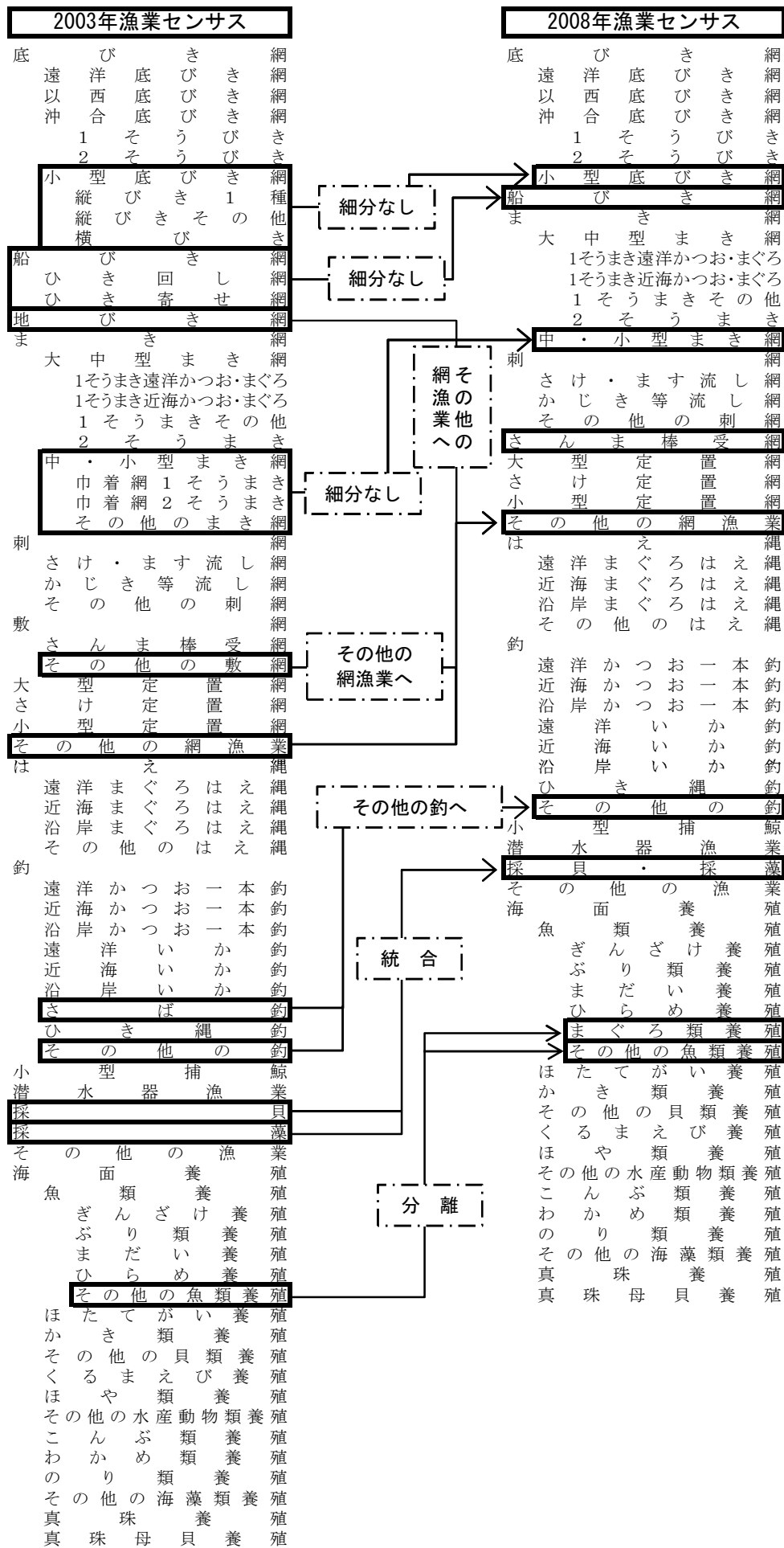
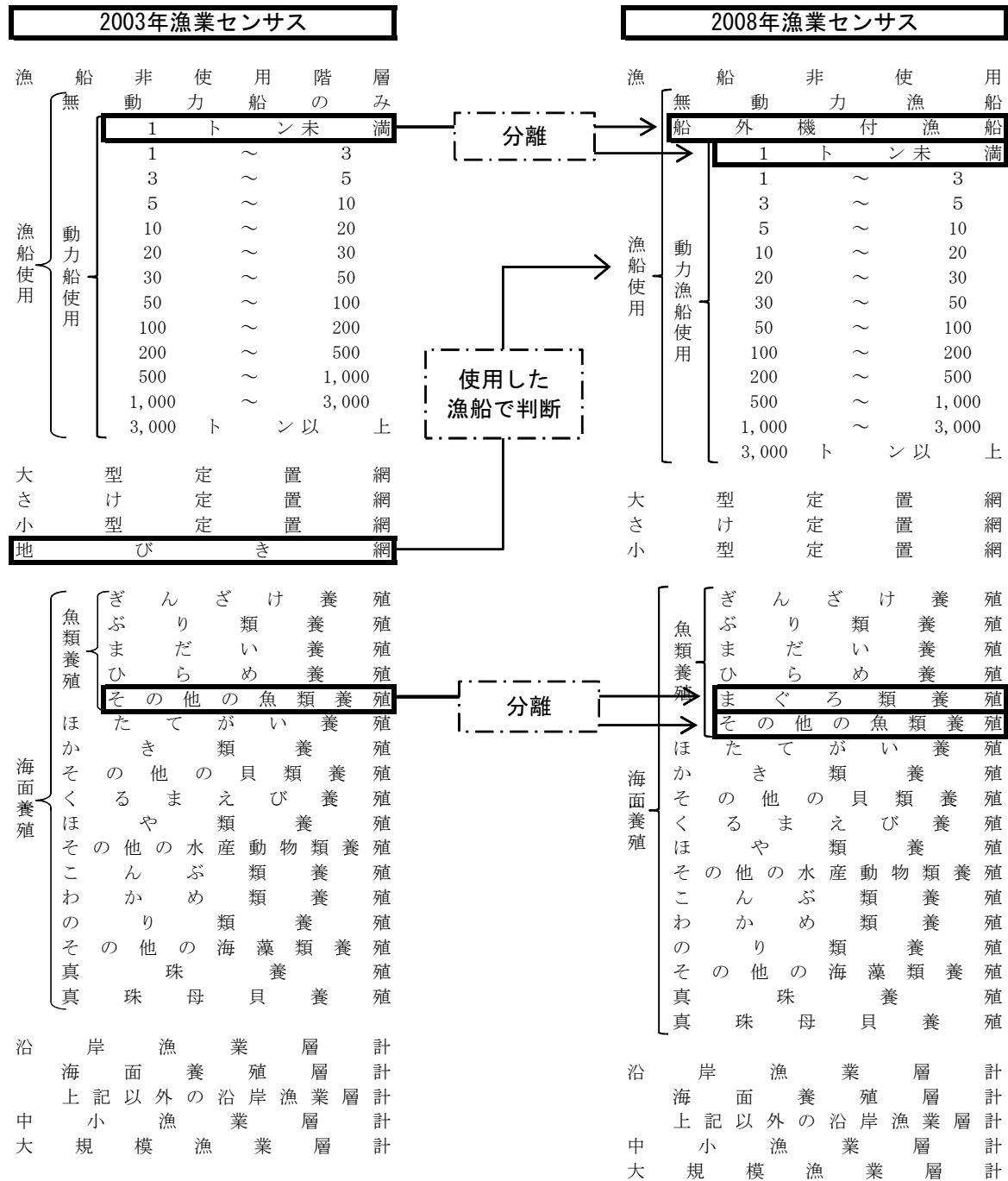


図2 経営体階層の変更



Ⅳ 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

第2分冊 関東・東海・近畿

第3分冊 中国・四国

第4分冊 九州・沖縄

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計

別冊1 2008年漁業センサス総括編

別冊2 THE 2008 CENSUS OF FISHERIES（英文統計）

Ⅴ 連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話： 03-3502-8111 内線3660

03-3502-8467（直通）